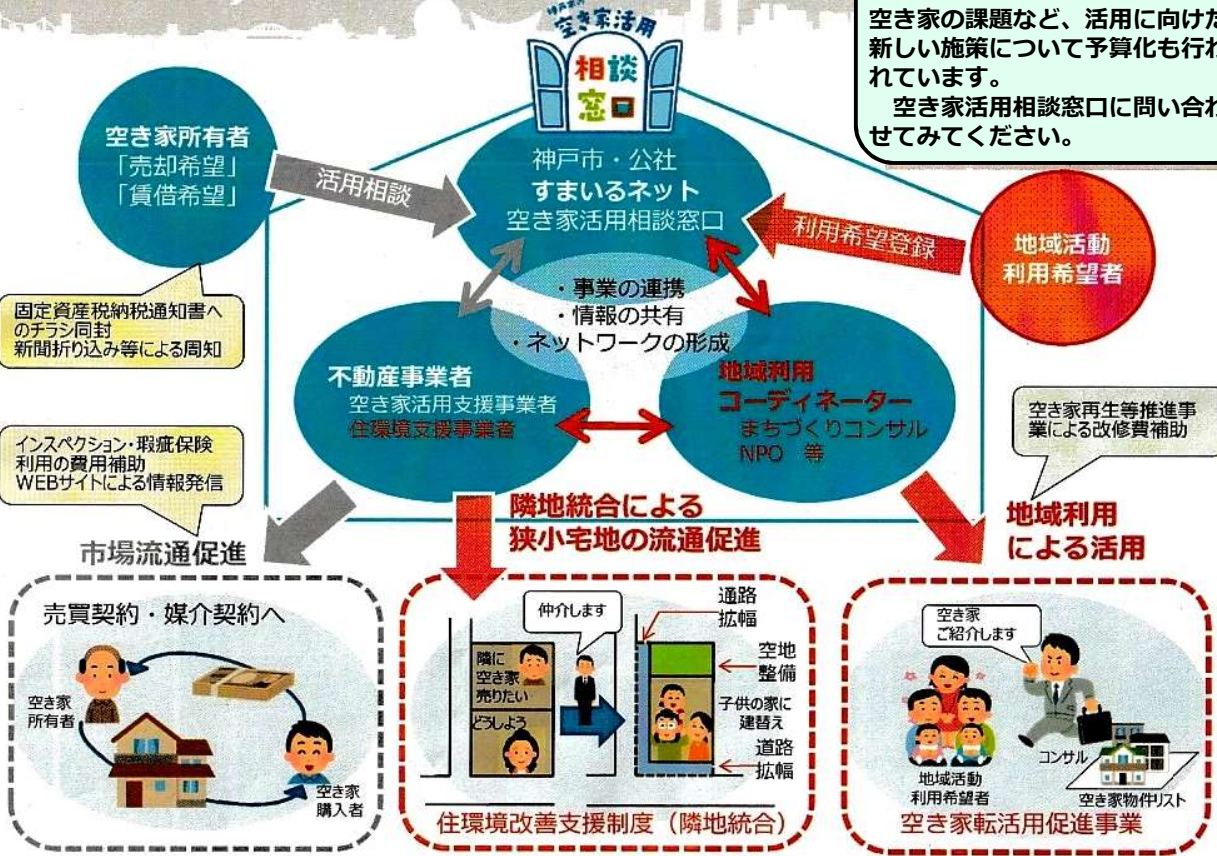


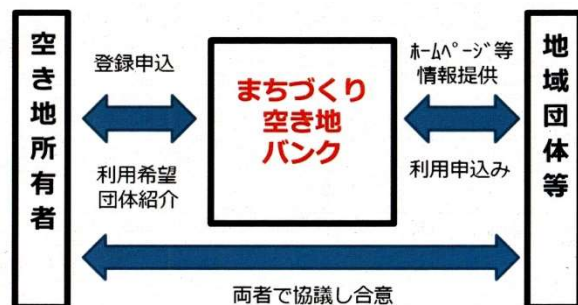
5 空き家、空き地の有効活用施策

すまいるネットを核とした空き家施策の展開

H30年度は、中古住宅としての空き家の流通や狭小宅地にある空き家の課題など、活用に向けた新しい施策について予算化も行われています。
空き家活用相談窓口にお問い合わせください。



〇まちづくり空き地活用支援



まちづくり空き地バンクを開設し、空き地所有者と活用を希望する地域団体等とのマッチングを促進するとともに、助成・支援制度により空き地の適切管理と活用を推進します。

●助成・支援メニュー

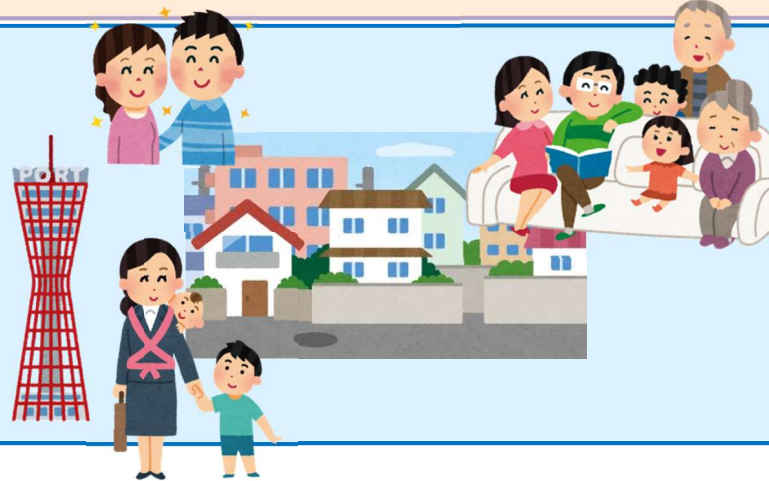
- ・地域団体への助成
- ・所有者への助成
- ・専門家相談による支援

6 新婚、ひとり親、近居・同居世帯等への様々な住宅施策

神戸市の支援制度

引っ越し費用や家賃の一部助成などの支援制度があります。条件等がありますので、ホームページで確認してください。

- 〇神戸市結婚新生活支援事業
- 〇神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業
- 〇神戸市ひとり親世帯家賃補助制度



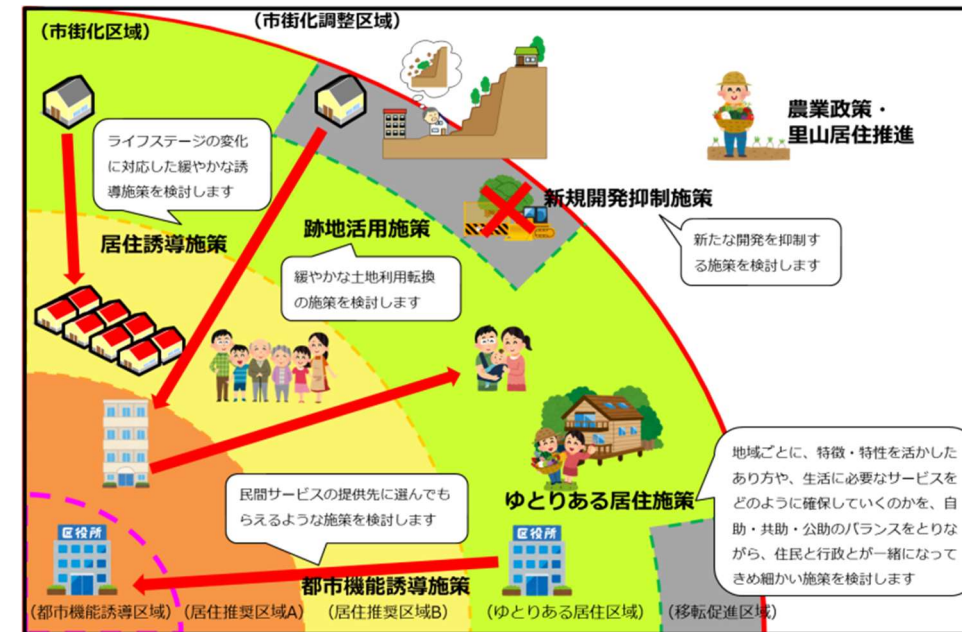
7 「神戸市都市空間向上計画」の検討がスタート

人口減少社会という言葉が、新聞やテレビでもよく使われるようになってきました。神戸市も、**2012年から人口減少傾向局面**に入っています。人口減少は社会保障費の問題だけでなく、自治体や地域での生活にも影響が予測されます。例えば、労働力人口が減少すると、消費は低迷し、民間が提供してきたスーパーや小売店などの営業活動が難しくなります。空家や空き地が増えることで様々な問題も発生します。自治体の税収が減ることから、これまでと同等のサービスを維持していくことも難しくなることも考えられます。

国土交通省は、こうした点に対応し、「コンパクト+ネットワーク」という考え方に立ち、自治体に対して**20年先を見据えた計画「立地適正化計画」**の提出を促しています。「コンパクト+ネットワーク」とは、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直していくというものです。「立地適正化計画」では、「居住誘導区域」「都市機能誘導区域」を定めることが必須とされています。

神戸市では、「立地適正化計画」を包括した上で、**概ね50年先を見据えた計画**

「都市空間向上計画」として計画が進められることが提案され、基本的な考え方が発表されました。今後、**2018年7月頃を目途に、具体的な区域の設定が発表**された後、**住民とのワークショップ等**が開催される予定であり、来年2019年6月頃の計画策定がスケジュールされています。



神戸市の計画は、下記の区域に区分しようというものです。都市防災委員会では、今後50年で、どんなイノベーションが起こるかわからない点など質疑しました。

「レッドゾーンを移転促進区域に設定することを想定している」という方針が示されています。今後、北区以外の区でも県からレッドゾーン指定区域の発表が行われますので、注視願います。

誘導区域・ゆとりある居住区域の具体的な地域の提案が出てからでない、議論も難しいところですが、市民の皆さんにも、これから一緒に考えていただきたいと思います。

都市機能誘導区域

- ・都心
- ・旧市街地型
- ・郊外拠点型

居住誘導区域

- ・居住推奨区域A
- ・居住推奨区域B

ゆとりある居住区域

移転促進区域

移転促進区域は、レッドゾーンが想定されています。

8 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定について

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れがある区域について、**(1) 危険の周知、(2) 警戒避難体制の整備、(3) 住宅の新規立地の抑制、(4) 既存宅地の移転促進等のソフト対策**を推進しようとするもので、兵庫県が基礎調査を行い知事が指定します。土砂災害の恐れがある区域のうち、建築物に損壊が生じ住民などの生命または身体に著しい危害が生じる恐れがある区域は、「**土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)**」となります。

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については北区から順次調査・指定を進めており、平成31年度を目途に市内全域の基礎調査を完了させる予定です。

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定されると特定の開発行為に対する許可制や建築物の構造規制、建築物に対する移転等の勧告などが行われます。



〒655-0034 神戸市垂水区仲田 3-1-8-202
(垂水支部) 神戸市会議員 川原田弘子事務所
TEL&FAX 078-709-8998
e-mail ; happy@hiroko-club.com
URL ; <http://www.hiroko-club.com>

ご相談は
こちらに



〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1
編集・発行 こうべ市民連合議員団
TEL 078-322-5844
FAX 078-322-6161